

費用弁償規程

平成20年 4月 1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、評議員、理事及び監事（以下「役員」という。）、名誉会長、顧問及び参与、企画運営委員、スポーツ・健康委員及び臨時の委員会の委員（以下「委員」という。）の費用弁償について定めることを目的とする。

(費用弁償)

(費用弁償)

第2条 評議員、役員、名誉会長、顧問及び参与、委員が評議員会、理事会、委員会等の招集に応じ、評議員会、理事会、委員会等に出席し、又は公務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の種類、支給額及びその支給方法については、公益財団法人石狩市体育協会の旅費規程による。
- 3 その他、これによりがたい場合には、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。